

寄附申出書の記入方法について

1. 納付方法

竹原市では次のいずれかの方法にて、納付ができます。

①銀行振込（窓口で手数料はかかりません。）

【ご利用可能銀行】広島銀行、中国銀行、もみじ銀行、呉信用金庫、広島市信用組合、三原農業協同組合、中国労働金庫

※ご住所の近くに支店等の確認ができない場合は、同じく手数料のかからない郵便局での振込に変更させて頂く場合がございますので、予めご了承下さい。

②郵便局にて納付（窓口で手数料はかかりません。）

③現金書留※郵送料については、ご負担頂くことになりますのでご了承ください。

④市の窓口で現金納付

2. 寄附金の使途

竹原市では、3つの事業目的を指定して寄附ができますので、ご指定ください。

①人にやさしいふるさとづくり

高齢社会に即した環境づくりや子育て支援などの次世代育成のための事業に活用します。

②竹原の資源を活かしたふるさとづくり

先人が守り遺してきた竹原ならではの自然・歴史・文化を活かす事業に活用します。

③魅力あふれるふるさとづくり

本市の魅力や活力を創出する事業全般に活用します。

3. 応援メッセージの公開可否

竹原市では、皆さまからの応援メッセージを市のホームページや広報誌等で公開する場合があります（寄附者名は公開しません。）。公開の可否について、お答えください。

4. ワンストップ特例制度の利用について

ワンストップ特例制度は確定申告を行わなくても、ふるさと納税の寄附金控除が受けられる仕組みです。希望される方へ申請用紙をお送りしますので、所定の方法によって手続きを行ってください。

※ただし、次のとおり条件があります。

（１）給与所得や年金所得等のある方で、確定申告の必要がない方（※医療費控除等の各種控除、株式等の所得を申告する方は対象外）

（２）１年間にふるさと納税の寄附先が５団体以下の方（※同じ自治体に複数回寄附した場合は、１回とみなします。）

5. お礼の品について

竹原市では、１万円以上の寄附をされた方へ、お礼の品をご用意しています。合計金額が寄附金額の範囲内であれば、複数お選び頂くこともできます。寄附者様のご住所以外にもお礼の品をお送りすることができますので、希望される場合はお礼の品送付先欄へご記入ください

※竹原市内に在住されている寄附者様には、お礼の品をお送りすることができませんのでご了承下さい。

6. 申出書の送付先・お問合せ先

〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目１－３５ 竹原市 総務部 財政課 契約管財係
T e l (0 8 4 6) 2 2 - 7 7 3 1 F a x (0 8 4 6) 2 2 - 8 5 7 9